

(目的)

第1条 田尻町契約事務等の取扱いについて、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)その他関係法令及び田尻町契約規則(平成17年田尻町規則第13号。以下「規則」という。)によるほか、この要綱に定めるところによる。

(年間予定表)

第2条 発注担当課長は、総務課長の依頼に従って、当該年度の競争入札等に付する全ての発注の予定について、通知しなければならない。

2 発注担当課長は、前項の通知内容に変更が生じた場合は、速やかに総務課長に通知しなければならない。

3 総務課長は、前2項の通知を取りまとめ、公表しなければならない。

(施行伺い)

第3条 発注担当課長は、競争入札等に付そうとするときは、田尻町事務決裁規程等に基づき、発注に係る決裁を受けなければならない。

(競争入札の契約締結依頼)

第4条 規則第3条に規定する依頼は、前条の規定による決裁を受けた後に入札・契約事務執行依頼書(様式第1号)により行わなければならない。

(随意契約の契約事務)

第5条 随意契約の契約事務は、発注担当課において行うものとする。

2 発注担当課長は、前項の契約事務において見積書を徴収する場合、第28条第1号に規定する随意契約における契約予定金額が30万円以上のものは、見積書徴収業者の選定を総務課長に依頼しなければならない。ただし、災害時等緊急の必要がある場合は、この限りでない。

3 前項の依頼は、見積徴収業者選定依頼書(様式第2号)により行わなければならない。

(見積期間)

第6条 説明会から入札までの期間(田尻町の休日に関する条例(平成元年条例第19号)第2条に規定する休日を除く。)は、次の各号の期間とする。

(1) 建設工事の場合

ア 1件の予定価格が500万円未満の工事 1日以上

イ 1件の予定価格が500万円以上5,000万円未満の工事 10日以上(やむを得ない事情があるときは、5日以上)

ウ 1件の予定価格が5,000万円以上の工事 15日以上(やむを得ない事情があるときは、10日以上)

(2) 建設工事以外の場合 1日以上

(入札保証金の取扱)

第7条 規則第7条に規定する入札保証金は、現金又は規則第7条第2項の各号のいずれかの担保をもって納付しなければならない。

(入札保証金の免除)

第8条 規則第8条の規定による入札保証金の免除を希望する者は、入札保証金免除申請書(様式第3号)により当該入札までに申請し、承認を得なければならない。

2 規則第8条の規定にかかわらず、資格審査登録を行い町長が有資格者として認めた者は、特別の定めのない限り入札保証金の納付を免除する。この場合において、入札保証金免除申請書の提出を省略するものとする。

(市場価格の調査)

第9条 規則第12条に規定する予定価格を作成するために、発注担当課長は、当該発注に係る市場価格を調査しなければならない。

2 第1項の市場価格は、大阪府等官公庁又は公共的団体等の規定する積算基準、刊行物又は過去数年間の実例価格等により調査するものとする。

3 規則第12条に規定する予定価格調書（様式第4号）は、厳正に保管しなければならない。
（予定価格作成者）

第10条 規則第12条第1項の規定による予定価格作成者は、次のとおりとする。

（1）競争入札においては、田尻町事務決裁規程等に基づく発注に係る決裁区分に応じた町長又は副町長

（2）随意契約においては、田尻町事務決裁規程等に基づく発注に係る決裁区分に応じて該当する決裁権者

（説明会開催通知）

第11条 説明会を開催する場合は、当該入札に係る有資格者又は指名業者に対し、次の各号について原則として電話又はファクシミリ等により通知する。ただし、規則第6条の規定によりあらかじめ公告した場合は、この限りでない。

（1）件名

（2）説明会の日時及び場所

2 指名競争入札の場合における指名通知書（様式第5号）は、説明会において交付する。

（入札参加業者の公表）

第12条 入札参加業者の公表は、前条第1項の通知後速やかに行うものとする。

（入札説明）

第13条 説明会を行う場合は、次の各号について説明するものとする。

（1）名称、場所、期間、発注内容及び条件等を示す設計図書又は発注仕様書その他必要な書類

（2）入札日時及び場所

（3）競争入札心得、入札書（様式第6号）その他の入札条件に関すること。

（4）支払その他の契約内容に関すること。

（5）前各号に掲げるもののほか、特に説明を要するものと認められること。

2 説明会を開催しない場合は、前項各号に定めることを記載する書類を送付するものとする。

（説明会の辞退等）

第14条 説明会の参加を辞退する者は、文書で遅滞なくその旨を届け出なければならない。

2 説明会に参加しなかった者は、入札に参加させないものとする。

3 説明会は、定刻に始めるものとする。ただし、説明中であって、正当な理由があると認められるときに限り、遅参者を当該説明会に参加させることができるものとする。

（説明会の延期等）

第15条 説明会前に、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、当該説明会を延期し、又は取りやめることができるものとする。

2 庁内各課、官公庁、報道その他関係機関から当該説明会について、談合その他不正行為の存在を有力な証拠をもって通報されたときは、前項を準用することができる。

（入札に参加させることが適当でない者）

第16条 規則第16条第7号に規定する入札に参加させることが適当でない者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）競争入札において、あらかじめ公告又は通知した日時に参加しない者。ただし、第14条第3項の規定により入札に参加することを認められた者を除く。

（2）前各号に掲げるもののほか、総務課長が指示した事項に従わない者

（入札室への立入り等）

第17条 総務課長は、入札参加業者1者につき2名を限度として入札室への立入りを許可するものとする。

2 総務課長は、前項の者について次の各号のいずれかに該当した場合は、入札室からの退出を命ずることができる。

（1）私語を交わした者

（2）総務課長の許可なくして離席した者

（3）正常な入札の執行を妨げる等の行為をするおそれがある者又はした者

（4）前各号に掲げるもののほか、総務課長が指示した事項に従わない者

（入札）

- 第18条 規則第17条に規定する入札は、入札書をもって総務課長の指示により応札しなければならない。
- 2 入札は、総務課長の入札開始の宣言をもって開始する。
(記名押印の確認)
- 第19条 総務課長は、入札要項の記名押印をあらかじめ提出された入札参加資格審査申請に基づく使用印鑑届に押印のある印鑑又は委任状を所持している代理人の受任者の印鑑と照合することにより確認するものとする。
(入札結果調書)
- 第20条 総務課長は、入札を執行したときは、入札の経過を明らかにした入札結果報告書(様式第7号)を作成しなければならない。
(入札書の書換え等)
- 第21条 入札書が提出された後、当該入札書の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。
(開札)
- 第22条 入札終了後、直ちに当該入札場所において開札し、最低入札者名及びその入札価格を発表する。
(落札)
- 第23条 規則第18条に規定する予定価格及び最低制限価格は、それぞれの価格に105分の100を乗じて得た額とする。
- 2 落札金額について、1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。
(再度の入札に付し落札者がいないとき)
- 第24条 規則第19条第1項に規定する再度の入札に付し落札者が決定しないとき、最低価格入札者と随意契約に移行することができる場合は、再度の入札における最低価格が予定価格の100分の110以下の場合とする。ただし、最低価格入札者が随意契約を希望しない場合は、この限りではない。
- 2 入札前に予定価格の公表を行った入札については、前項の規定は適用しない。
(入札結果等の公表)
- 第25条 入札結果については、入札執行後、速やかに公表する。
(入札の辞退等)
- 第26条 入札の辞退をする者は、理由を付した文書で入札執行前にその旨を届け出なければならない。
(異議の申立て)
- 第27条 入札執行後、入札条件、契約内容その他について、不明又は錯誤を理由とする入札参加者の異議の申立ては認めないものとする。
(随意契約の対象)
- 第28条 発注担当課長は、施行令第167条の2第1項各号のいずれかに該当する場合のみ随意契約によることができ、その種類は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 第1号 売買、賃借、請負その他の契約で、その予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃借料の年額又は総額)が規則第28条に規定する各号の契約の種類に応じ、当該各号に定める額を超えない額であるとき。
- (2) 第2号
- ア 特定の者でなければ施行又は納品することができないものであるとき。
- イ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため契約先が特定されるとき、又は特殊の技術を要するとき。
- ウ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき。
- エ 契約の目的を秘密にする必要があるとき。
- オ 国、地方公共団体その他の公共的団体と直接契約を締結するとき。
- カ 学術又は技芸の保護奨励等のため、試験、研究等を行う者に対し必要な物件を売り払い、又は貸し付けるとき。
- キ 土地、建物、林野若しくはその産物等を特別の理由のある者に売り払い、又は貸し付けるとき。
- ク 運送又は保管をさせるとき。
- ケ 公債、債権又は株券の買入れ又は売り払いをするとき。

- (3) 第3号 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第29条に規定する身体障害者厚生施設、同法第31条に規定する身体障害者授産施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第3項に規定する精神障害者授産施設、同条第5項に規定する精神障害者福祉工場、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の6に規定する知的障害者更生施設、同法第21条の7に規定する知的障害者授産施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第15条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第3項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。
- (4) 第4号 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買入れる契約をするとき。
- (5) 第5号 天災地変その他の客観的理由により急迫を要する場合であつて、公告の期間等を短縮してもなお競争入札に付しては、契約の目的を達することができないとき。
- (6) 第6号
- ア 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき、又は適当でないと認められるとき。
- イ 早急に契約しなければ契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約しなければならないことが見込まれるとき。
- (7) 第7号 町の欲する物品等を多量に所有し、又は町の意図する工事につき使用材料や機械等を当該工事現場付近に所有するため、他の者に比べて著しく有利な価格で契約が可能なとき。
- (8) 第8号
- ア 競争入札に付し、入札者がいないとき。
- イ 再度の入札に付し、落札者がいないとき。
- (9) 第9号 落札者が契約を締結しないとき。

（予定価格等）

第29条 規則第29条第3号に規定する予定価格作成者が予定価格調書を作成する必要があると認めるときとは、次の各号によるものとする。

- (1) 本体建設工事等に附帯又は関連する建設工事等の契約を締結するときとし、その予定価格は、次の算式にあてはめて得た額とする。ただし、本体建設工事等の契約金額を本体建設工事等の設計金額で除して得た値は、小数点第5位以下を切捨て、求める予定価格は、千円未満切捨てとする。

当該建設工事等の設計金額×（本体建設工事等の契約金額／本体建設工事等の設計金額）

- (2) 前年度以前からの継続的な取引に係る契約であつて、契約金額が適正と認められるとき。
- (3) 緊急を要するときで、予定価格を作成しては契約の目的が達成できないと認められるとき。

2 規則第29条ただし書の規定により予定価格の作成を省略したときは、予算額を予定価格とする。（最低制限価格）

第30条 随意契約によるときは、最低制限価格を設けない。

（随意契約の相手方）

第31条 随意契約によるときの相手方は、規則第5条第2項に規定する有資格者名簿に登録されている者とする。ただし、専門業種において施行できる者が限定されている場合又はやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2 随意契約による場合の見積書徴取業者を選定するときは、地域性に留意し、その他取扱業種及び実績等に基づき選定するものとする。

(現場又は仕様説明)

第32条 随意契約によるときの現場又は仕様説明は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。
ただし、簡易と認められるときは、郵送又はファクシミリ等の方法により説明することができるものとする。

- (1) 名称、施工若しくは納品場所、工期又は納期
- (2) 発注内容(仕様書、設計図面等)
- (3) 見積執行(提出)日時及び場所
- (4) 支払その他の契約条件及び内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に説明を要すると認められること。

(見積徴取)

第33条 見積書は、法、施行令、その他関係法令、契約規則等の規定及び次の各号に掲げる規定に従って、徴取しなければならない。

- (1) 見積書の提出は、持参又は郵送とする。見積書の開封は、発注担当課長が行うこととし、この場合において、見積者又はその代理人は立ち会うことができる。
- (2) 見積書は、設計図書又は仕様書に基づいて説明が行われたものは見積金額が記入された見積書を、概要を示した簡単な仕様書にて現場説明が行われたものは明細書付きの見積書を提出させることとする。
- (3) 見積金額が予定価格に達しなかったときは、見積額が予定価格の100分の110以下のときに限り最低価格見積業者から再度見積書を徴取することができる。ただし、最低価格見積業者が見積額以下での契約を希望しない場合は、この限りでない。
- (4) 契約の締結は、最低価格見積業者と行う。ただし、特に理由がある場合は、この限りでない。

(見積結果調書)

第34条 発注担当課長は、見積書を徴取したときは、見積りの経過を明らかにした見積結果調書(様式第8号)を作成しなければならない。

(契約の締結)

第35条 契約は、原則として次の各号の掲げる日にそれぞれ締結するものとする。ただし、田尻町の休日に関する条例(平成元年条例第19号)第2条に規定する休日の場合は、その翌日とする。

- (1) 競争入札によるとき。 落札の翌日
 - (2) 随意契約によるとき。 契約締結に係る決裁の翌日
- 2 前項の規定にかかわらず、規則第35条に規定する議会の議決を要する契約については、原則として前項各号に規定する日に仮契約を締結するものとする。
- 3 第1項の契約につき、契約書を作成する場合においては、契約の当事者が契約書に記名押印しなければ当該契約は、確定しないものとする。

(契約書の提出)

第36条 契約書の提出は、落札の日から起算して10日以内とする。

- 2 前項の期間内に契約書の提出がない場合には、落札者としての権利を放棄したものとみなす。

(請書等の徴取)

第37条 規則第34条第2項の規定による場合で、契約金額が10万円未満の場合は、請書その他これに準ずる書面を省略することができる。

(議会の議決を要する契約)

第38条 規則第35条第2項に規定する議会の議決を経たときにおける本契約としての効力が発生した旨の通知は、仮契約の相手方に次号の規定により通知するものとする。

- (1) 勤務時間内に議決されたとき。 議決の日
- (2) 勤務時間外に議決されたとき。 議決の翌日

(契約保証金の取扱)

第39条 規則第36条に規定する契約保証金は、現金又は規則第36条第2項の各号のいずれかの担保をもって納付しなければならない。

(契約保証金の免除)

第40条 規則第38条の規定による契約保証金の免除を希望するものは、契約保証金免除申請書(様式第9号)により当該契約までに申請し、承認を得なければならない。

- 2 規則第38条第1号又は第2号に規定する履行保証又は保険の契約期間は、契約日から履行期間の末日又は履行期限までとする。
 - 3 規則第38条第5号に規定する履行されることが確実なときとは、物品購入契約にあっては、購入物品が即納されることが確実なときを、役務提供に係る契約にあっては、施行令第167条の2第1項第2号から第7号までのいずれかに該当する場合で、かつ、過去2年間に本町、国（公社及び公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、今後も契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときをいう。
 - 4 契約金額の増額及び履行期間又は履行期限の変更が生じたときは、総務課長は必要に応じて契約保証金の額又は履行保証証書等を変更させなければならない。
（前金払）
- 第41条 建設工事の請負契約の場合で契約者から前払保証事業会社の保証書を寄託された後、前払金の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該前払金を支払うものとする。
- 2 規則第50条に規定する率の計算の結果、1万円未満の端数がある場合は、切り捨てることとする。
 - 3 第1項の請求書には、次の各号の書類を添付する。
 - （1）保証証書
 - （2）工事着工届
 - （3）前各号に掲げるもののほか、添付を要すると認められる書類
（2年度以上にわたる契約の前払金の取扱い）
- 第42条 2年度以上にわたる契約の前払金の支出については、各年度の歳出予算額を超えて行うことはできない。
（部分払）
- 第43条 建設工事に係る工事請負契約で、工事の完成前に出来高部分の検査をして、請負者から部分払の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該部分払金を支払うものとする。
- 2 前項の請求書には、次の各号の書類を添付する。
 - （1）検査調書
 - （2）前号に掲げるもののほか、添付を要すると認められる書類
（部分払の要件等）
- 第44条 部分払は、建設工事に係る工事請負契約で工期が4月を超えるとときに限り支払うものとする。
- 2 前項の部分払の回数は、工期に応じて次の各号のとおりとする。
 - （1）初工期から4月を超える場合1回、以後3月を超えるごとに1回
 - （2）年度を超える場合1回追加、ただし、次年度からの工期計算は、4月1日からとする。
 - 3 前各号の部分払の額は、次の各号に定める額とする。
 - （1）工期の既済部分に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額
 - （2）前払金の支払いを受けているときは、前号の額からその部分に相応する前払金の額を控除した額
 - 4 第1項に規定するもの以外に、繰越明許費にかかる契約物件その他やむを得ない契約物件については、部分払の対象とすることができる。
（契約代金の支払手続）
- 第45条 規則第53条に規定する請求書には、次の各号の書類を添付する。ただし、第2号の検査調書は、当該契約代金が30万円未満のときは、納品書又は工事の完了届書等にその旨を記載し、記名押印してこれに代えることができる。
- （1）引渡書又は納品書
 - （2）検査調書
 - ア 建設工事及び測量・建設コンサルタントに係る業務 田尻町工事検査規程及び田尻町工事等成績評定要領による。
 - イ 上記以外の物品購入等 物品購入取扱要領による。
 - （3）完了届（建設工事及び業務委託の場合）
 - （4）前各号に掲げるもののほか、添付を要すると認められる書類
（かし担保）

第46条 かし担保責任の存続期間は、次の各号によるものとする。ただし、契約者のかしが故意又は重大な過失によるときは、10年とする。

(1) コンクリート造等の建物等又は土木工作物等の建設工事 2年

(2) 前号を除く建設工事及びその他の契約 1年

(契約解除の手続)

第47条 規則第56条に規定する契約の解除を行うときは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 契約者から原則として契約続行不能届(様式第10号)を提出させるものとする。

(2) 契約者に対しては、契約を解除する通知(様式第11号)を行う。なお、この通知は、内容証明及び配達証明郵便によるものとする。

(3) 規則第36条第2項第2号に規定する保証事業会社、規則第38条第1号に規定する損害保険会社及び同条第2号に規定する履行保証契約を締結した金融機関に対しては、契約者との契約を解除する旨を通知するものとし、当該契約の保証金又は保険金の支払いを請求する。

(4) 当該契約について前払金を支払っているときは、前払保証事業会社に対して、契約者との契約を解除する旨を通知し、当該契約の保証金の支払いを請求する。

(補則)

第48条 この要綱に定めるもののほか、契約事務に関する事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月11日から実施し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成19年3月19日)

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成28年3月31日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月9日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。